

群馬県後期高齢者医療広域連合公表第3号

群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第22号）第4条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公表する。

平成28年9月27日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

平成 2 7 年度

群馬県後期高齢者医療広域連合
人事行政の運営等の状況

群馬県後期高齢者医療広域連合

平成 2 8 年 9 月

群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 22 号）第 4 条の規定に基づき、平成 27 年度における群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

〔人事行政の運営の状況〕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、当広域連合を構成する県内市町村からの派遣職員で構成されており、職員は、派遣元の市町村と当広域連合の身分を併任しています。

（1）職員の任免

① 職員の任命

ア 平成 27 年 4 月 1 日、県内市町村からの派遣職員 11 名を広域連合職員に任命しました。

派遣元	市	町	村	合 計
人 数	22 人	3 人	2 人	27 人

② 職員の任命解除

ア 平成 28 年 3 月 31 日、県内市町村からの派遣職員 11 名を任命解除しました。

（2）部門別職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区 分	職員数		
	平成 26 年度	平成 27 年度	対前年増減数
事務局長	1 人	1 人	
事務局次長 ※	1 人	1 人	
総務課長	※（1 人）	※（1 人）	
総務課	5 人	5 人	
管理課長	1 人	1 人	
管理課	8 人	8 人	
給付課長	1 人	1 人	
給付課	8 人	8 人	
会計課長	1 人	1 人	
会計課	1 人	1 人	
計	27 人	27 人	0 人

（広域連合職員定数条例による定員：30 人）

※は兼務

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価については、派遣元の市町村においてそれぞれ実施されています。

3 職員の給与の状況

職員の給与（退職手当を除く。）等は、派遣元がその関係規定に基づき支給し、広域連合が負担しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間及び休日については、本広域連合の規定を適用し、勤務時間及び休日以外の服務については、派遣元の規定を適用しています。

（1）勤務時間

1 週間の 勤務時間	勤務時間	休憩時間
3 8 時間 4 5 分	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

（2）休暇制度

派遣元の規定により付与されています。

5 職員の分限及び懲戒処分 of 状況

平成 2 7 年度の処分はありません。

6 職員の服務の状況

（1）職務専念義務免除の状況

平成 2 7 年度の承認件数は 2 3 件です。

健康診査	その他	計
1 9 件	4 件	2 3 件

（2）営利企業等従事許可の状況

平成 2 7 年度の許可はありません。

7 職員の退職管理の状況

広域連合の職員は、地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の規定に基づき、当広域連合を構成する県内市町村からの派遣職員で構成されており、職員は、派遣元の市町村と当広域連合との身分を併任しています。退職に際しては、併任が免ぜられ、派遣元市町村に帰任してからとなるため、職員の退職管理については、派遣元の市町村においてそれぞれ実施しています。

8 職員の研修の状況

派遣元において行なわれる研修に参加し、人材育成を図っています。広域連合で実施した研修については、平成27年度の実績はありません。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況

各種健康診断等の厚生事業については、派遣元にて実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

平成27年度の公務災害補償はありません。

〔公平委員会の業務の状況〕

公平委員会の事務の内容及び平成27年度の状況報告は次のとおりです。

業 務	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する審査請求の状況 〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行前に された不利益処分に関する不服申立てを含む〕	0 件